

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

2. 許可申請書類等の法定書類

建設業の許可を受けようとする場合は、許可行政庁に「許可申請書及び法定書類」を提出する必要があります。

様式番号	書類の名称 ○・・・省略可能 △・・・変更がなければ省略可能 ◇・・・更新申請をする建設業に関しては省略可能 □・・・該当する書類を提出	省略可能な書類											
		否要×◎	法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	一般種追加	業種追加	更新	一般種新規+業種追加	一般種追加+更新	業種追加+更新	一般種新規+業種追加+更新
第1号	建設業許可申請書	◎	◎										
別紙1	役員等の一覧表(注1)	◎	×										
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎						—				
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	◎	◎	—	—	—							
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	◎	◎										
別紙4	専任技術者一覧表(注2)	◎	◎										
第2号	工事経歴書	◎	◎						○			◇	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎						○				
第4号	使用人数	◎	◎						○				
第6号	誓約書	◎	◎										
—	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書【登記されていないことの証明書】(注3)	◎	◎										
—	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書【身分証明書】(注4)	◎	◎										
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
第7号別紙	常勤役員等の略歴書(注5)	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書(注5)	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
—	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の健康保険被保険者証カード(両面)(写し)※別紙⑤参照	◎	◎					○		○			
—	経営業務の経験を確認する資料(商業登記簿謄本等)※別紙⑤参照	◎	◎					○	○	○	○		
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎										
—	健康保険等の保険料納入に係る領収証書又は納入証明書※別紙⑤参照	◎	◎										
—	労働保険概算・確定保険料申告書(写)、領収証書(写)(雇用保険料に係るもの)※別紙⑤参照	◎	◎										
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)(注6)	◎	◎						—				
—	専任技術者の健康保険被保険者証カード(両面)(写し)※別紙⑤参照	◎	◎					△		△			
—	技術検定合格証明書等の資格証明書	◎	◎						○			◇	
—	卒業証明書(原本)	◎	◎						○			◇	
—	監理技術者資格者証(注6)	◎	◎						○			◇	
第9号	実務経験証明書	◎	◎						○			◇	
第10号	指導監督の実務経験証明書	◎	◎						○			◇	
—	専任技術者の実務経験を確認する資料※別紙⑤参照	◎	◎						○			◇	
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎										
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書(注7)	◎	◎										
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(注8)	◎	◎										
—	定款	◎	×					△	△	△	△		△
第14号	株主(出資者)調書	◎	×					△	△	△	△		△
第15号	貸借対照表(法人)	◎	×					○	○	○	○		○
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書(法人)	◎	×					○	○	○	○		○
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×					○	○	○	○		○
第17号の2	注記表	◎	×					○	○	○	○		○
第17号の3	附属明細表(注9)	◎	×					○	○	○	○		○
第18号	貸借対照表(個人)	×	◎					○	○	○	○		○
第19号	損益計算書(個人)	×	◎					○	○	○	○		○
—	履歴事項全部証明書(商業登記簿)	◎	◎					○	△	○	△		△
第20号	営業の沿革	◎	◎					○		○			△
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎					○	△	○			△
—	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)(注10)	◎	◎					○	○	○	○		○
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎					○	△	○			△
—	営業所の写真(営業所の外観・入口付近・内部・標識等)※別紙⑤参照	◎	◎					○	○	○			○

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

〔許可申請書等の作成上の注意事項〕

- (注1) ・別紙1「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は、建設業法第5条第3号に規定する役員等に該当する者です。本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載します。
- ・その他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有するものがある場合には、その者も記載します。
 - ・株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載します。「常勤・非常勤の別」の欄は記載不要です。取締役が株主を兼ねる場合には、「株主等」の併記は不要です。
- (注2) 別紙4「専任技術者一覧表」は、「営業所一覧表」(別紙2)に記載した営業所順に専任技術者名を記載します。
- (注3) 「登記されていないこと証明書」とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。**役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の全ての証明書が必要です(取締役等に準ずる者として執行役員等の地位で経營業務管理責任者の個別認定を受けた者も必要)**。外国籍の方は、必ず国籍欄を記載した証明書を取得して下さい。
(相談役、顧問、株主等、その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者は提出不要。)
- 【取得先】 法務局・地方法務局(本局)
- 【証明事項】 「後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことの証明
- 【有効期間】 申請又は届出日前3ヶ月以内に発行されたものであるものとする。
※本証明書については、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談下さい。
- (注4) 「身分証明書」とは、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市区町村の長の証明書です。**役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の全ての証明書が必要です(取締役等に準ずる者として執行役員等の地位で経營業務管理責任者の個別認定を受けた者も必要)**。外国籍の方は省略可です。
(相談役、顧問、株主等、その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者は提出は不要です。)
- 【取得先】 本籍地の市区町村役場の戸籍事務担当窓口
- 【証明事項】 1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと。
2. 後見の登記の通知を受けていないこと。
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないこと。又は破産の通知を受けていないこと。
- 【有効期間】 申請又は届出日前3ヶ月以内に発行されたものであるものとする。
※証明事項1. 及び2. については、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談下さい。
- (注5) 第7号別紙、第7号の2別紙1の「常勤役員等の略歴書」は、要件を満たす常勤の役員、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて記載するものとし、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載して下さい。
また、「賞罰の内容」欄も具体的に記載して下さい。
- (注6) ・第8号「専任技術者証明書」に記載された者の担当業種に対応する技術資格を証明する資料のみ必要です。
- ・指定学科を卒業後、実務経験で一般建設業の専任技術者となる場合は、当該業種の指定学科であることが確認できる「卒業証明書」及び「実務経験証明書」が必要になります。
 - ・「監理技術者資格者証」により資格を証明する場合は、「卒業証明書」、「実務経験証明書」、「指導監督の実務経験証明書」及び「技術検定合格証明書等」の提出は不要です。
 - ・資格の内容によっては、資格取得後に実務経験が必要な場合があります。(第2種電気工事士等)
 - ・専門学校卒業者で、「高度専門士」又は「専門士」の方は、称号が確認できる証明書の提出が必要です。(「卒業証明書」に記載のある場合は不要です。)
 - ・「登録基幹技能者講習修了証」により実務経験を証明する場合、原則として講習修了証に「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者要件を満たすと認められる」ことの記載が必要があります。なお、「実務経験証明書」の提出は要しません。
※「監理技術者資格者証」及び「登録基幹技能者講習修了証」は、有効期間が切れている場合であっても、「資格」や「実務経験」は認められます。
- (注7) ・別紙1「役員等の一覧表」に記載された全ての者が必要です。(経營業務の管理責任者については省略可能)
- ・株主等、相談役、顧問は、「賞罰」欄への記載並びに署名は要しません。
- (注8) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表」に記載された全ての者が必要です。(役員等の兼務省略可)
- (注9) 附属明細表については、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。
ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
- ① 資本金の額が1億円超であるもの
 - ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
- (注10) 申請者が法人の場合は、主たる営業所の所轄税務署の法人税の「納税証明書」(その1 納税額等証明用)、個人の場合は所得税の「納税証明書」を添付して下さい。